

兵庫県公報

平成24年6月29日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則（障害福祉課）	1
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県立こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則（規則第36号）

兵庫県立こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例のうち、診療所に係る規定の施行期日を平成24年7月1日とすることとした。

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第37号）

- 1 県営住宅の駐車場について、その整備状況等を踏まえ、供用開始の期日を見直すこととした。
- 2 次の県営住宅の駐車場を整備し、名称、位置等を定めることとした。

名称	位置	1区画当たりの月額の限度額
伊丹西野第6住宅駐車場	伊丹市西野8丁目	10,000円

規 則

兵庫県立こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成24年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第36号

兵庫県立こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

兵庫県立こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成24年兵庫県条例第16号）附則ただし書に規定する規則で定める日は、平成24年7月1日とする。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第37号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第15項の表中村鉄筋住宅駐車場の項、桃山台高層住宅駐車場の項及び玉津今津鉄筋住宅駐車場の項から津名塩尾鉄筋住宅駐車場の項までを削る。

附則に次の1項を加える。

- 16 別表第5の規定中次に掲げる駐車場に係る部分は、平成24年9月30日までの間において知事が定める日までの間、適用しない。

名称	位置
中村鉄筋住宅駐車場	神戸市長田区真野町
桃山台高層住宅駐車場	神戸市垂水区桃山台 1 丁目
玉津今津鉄筋住宅駐車場	神戸市西区玉津町今津
明石大久保第 2 鉄筋住宅駐車場	明石市大久保町大窪
明石金ヶ崎鉄筋住宅駐車場	明石市魚住町金ヶ崎
明石貴崎鉄筋住宅駐車場	明石市貴崎 4 丁目
上甲子園鉄筋住宅駐車場	西宮市上甲子園 2 丁目
西宮真砂高層住宅駐車場	西宮市今津真砂町
高砂春日野住宅駐車場	高砂市春日野町
高砂時光寺鉄筋住宅駐車場	高砂市時光寺町
三田武庫が丘鉄筋住宅駐車場	三田市武庫が丘 4 丁目
津名塩尾鉄筋住宅駐車場	淡路市塩尾

別表第 5 伊丹西野第 5 鉄筋住宅駐車場の項の次に次のように加える。

伊丹西野第 6 住宅駐車場	伊丹西野 8 丁目	10,000
---------------	-----------	--------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 5 に伊丹西野第 6 住宅駐車場の項を加える改正規定は、平成24年 7 月 1 日から施行する。